

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生環第130号

平成30年2月22日

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行について（通達）

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（平成30年原子力規制委員会規則第1号）が公布され、平成30年4月1日に施行されるが、そのうち警察運営に関する事項の概要、留意事項等については、別添警察庁通達「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行について（通達）」（平成30年1月31日付け警察庁丁保発第12号、丁備発第47号）のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、現在のところ、熊本県内には対象事業者はない見込みであるが、今後、管内実態の把握に努め、対象事業者から連絡を受けた際には、担当課まで速報されたい。

※ 警察庁通達「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。